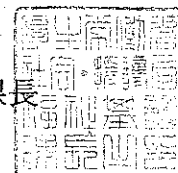




社援基発 0803 第 2 号
平成 24 年 8 月 3 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



第 25 回社会福祉士国家試験の施行について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、第 25 回社会福祉士国家試験の概要及び社会福祉士国家試験委員につきましては、下記のとおりです。

記

1. 社会福祉士国家試験の概要

(1) 試験期日

平成 25 年 1 月 27 日（日）

(2) 試験地

北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(3) 試験科目

筆記試験 19 科目

人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、

福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

(4) 受験資格

社会福祉士及び介護福祉士法第7条及び同法施行規則第1条に規定する者

(5) 合格者の発表

試験の合格者は、平成25年3月15日（金）午後に厚生労働省および公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉士振興・試験センターのホームページ上にも掲載する。

(6) 受験手続

① 受験書類受付期間

平成24年9月6日（木）から平成24年10月5日（金）

※当日消印有効

② 受験書類の提出先

公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

(7) 受験手数料

一般受験者 7,540 円

同時受験者 6,830 円

科目免除者 6,360 円

(8) 試験に関する照会先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

所在地 150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

電話番号 03 (3486) 7521

試験案内専用電話番号 03 (3486) 7559（音声およびファクシミリ）

2. 社会福祉士試験委員

試験委員長 古川 孝順

副委員長 秋元 美世 柏女 霊峰 高橋 紘士 柄本一三郎
橋本 宏子 長谷川敏彦 松原 康雄

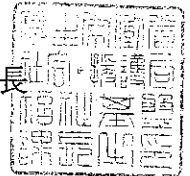
委員 明渡 陽子 荒井 浩道 石倉 健二 石田 道彦
石橋 敏郎 江上 渉 江口 隆裕 大塚 晃
岡田 まり 尾形 裕也 空閑 浩人 倉田 康路
小長井賀與 小西加保留 小山 充道 坂田 周一
坂本 洋一 佐口 和郎 佐藤富士子 嶋田 佳広
白川 泰之 新保 美香 杉野 勇 関 ふ佐子
高野 和良 高橋 信幸 綱川 晃弘 中谷 陽明
長友 祐三 中村 和彦 西田 和弘 狭間香代子
林 恭裕 原田 晃樹 平岡 公一 平田 厚
藤井賢一郎 藤崎 宏子 藤村 正之 藤本 哲也
本田 純一 前橋 信和 松井 亮輔 松尾 睦
松端 克文 棕野美智子 村社 卓 森田 明美
谷口 幸一 八島 妙子 矢嶋 里絵 矢野 聡
矢原 隆行 山辺 朗子 山本 真実 吉村 英子
六波羅詩朗 和気 純子 渡辺 雅幸



社援基発 0803 第4号
平成 24 年 8 月 3 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



第 25 回介護福祉士国家試験委員について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、介護福祉士試験の施行に係る官報公告については、平成 24 年 7 月 6 日付けで行っていることを申し添えます。

記

介護福祉士試験委員

試験委員長	根本 嘉昭			
副委員長	朝倉 京子	臼井 正樹	遠藤 英俊	川井太加子
	川手 信行	久保田トミ子	田中由紀子	谷口 敏代
委員（筆記）	上之園佳子	蘭 香代子	蟻塚 昌克	井上由起子
	岩井 恵子	太田 貞司	大原 昌樹	岡 京子
	小倉 毅	小澤 温	金澤 章	叶谷 由佳
	川東 光子	菅野 節子	岸川 洋治	藏野ともみ
	小池 竜司	小林 理	五味 郁子	櫻山 豊夫
	渋谷 光美	下垣 光	白石 旬子	鈴木 聖子
	高沢 謙二	辻 哲也	筒井 澄栄	飛松 好子
	永井 優子	服部 英幸	平野 方紹	柊崎 京子
	本名 靖	水谷なおみ	峯尾 武巳	八木 裕子
	山田 幸子	山本かの子	吉浦 輪	吉賀 成子
	吉武久美子	綿 祐二	渡邊 慎一	

委員（実技）

安藤 美樹
大崎 千秋
金津 春江
柴山 穂美
高橋 泰徳
中村 京子
花畑 明美
眞鍋 誠子
山崎 イチ子
山谷 里希子

石井 忍
岡田 史
釜土 禮子
嶋田 直美
田口 潤
中村 幸子
福沢 節子
三木 真生子
山中 由美子
横井 光治

泉 佳代子
織田 知美
河本 由美
新治 玲子
東海林 初枝
鍋島 恵美子
藤田 秀剛
三宅 道子
山根 淳子

市橋 正子
加藤 美智子
木村 晴恵
高橋 美岐子
徳重 柳子
畠山 仁美
堀内 啓子
三好 弥生
山野 英伯

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第 168 号) (2分冊の1)

官 報

平成 24 年 8 月 3 日 金曜日

目次

告 示

○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を変更する件
(環境一一五)

〔官庁報告〕

国家試験

社会福祉士国家試験の施行
(厚生労働省)

社会福祉士試験委員の公告 (同)

介護福祉士試験委員の公告 (同)

精神保健福祉士国家試験の施行 (同)

精神保健福祉士試験委員の公告 (同)

〔公 告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人統計センター平成二十三年年度財務諸表、独立行政法人物質・材料研究機構平成二十三事業年度財務諸表(日本年金機構、原子力損害賠償支援機構)、日本弁護士連合会裁決・裁決取消訴訟の判決確定関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

告 示

○環境省告示第百十五号

ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十三条第一項の規定に基づき、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により準用される同条第四項の規定により公表する。
平成二十四年八月三日

環境大臣 細野 豪志

第1 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量は、近年の環境の改善状況にかんがみ、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続することを前提として、当面の間、事業分野別に、次のとおりとする。
また、削減目標量の達成状況は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下「POPs条約」という。)第5条に基づき行動計画の見直しに含ませて、5年毎に評価を実施するものとする。

事業分野	削減目標量 (g-TEQ/年)	(参考)過去の計画の削減目標量 (g-TEQ/年)		(参考)推計排出量 (g-TEQ/年)		
		削減目標量 (平成15年時点)	削減目標量 (平成22年時点)	平成9年	平成15年	平成22年
1 廃棄物処理分野	106	576~622	164~189	7,205~7,658	219~244	94~95
(1) 一般廃棄物焼却施設	33	310	51	5,000	71	33
(2) 産業廃棄物焼却施設	35	200	50	1,505	75	29
(3) 小型廃棄物焼却炉等(法規制対象)	22					19
(4) 小型廃棄物焼却炉(法規制対象外)	16	66~122	63~88	700~1,153	73~98	13~14
2 産業分野	70	264	146	470	149	61
(1) 製鋼用電気炉	31.1	130.3	80.3	229	80.3	30.1
(2) 鉄鋼業焼結施設	15.2	93.2	35.7	135	33.7	10.9
(3) 亜鉛回収施設(焙焼炉、焼結炉、溶融炉及び乾焼炉)	3.2	13.8	5.5	47.4	5.5	2.3
(4) フルニニウム合金製造施設(焙焼炉、溶融炉及び乾焼炉)	10.9	11.8	14.3	31.0	17.4	8.7
(5) その他の施設	9.8	15	10.4	27.3	10.3	8.8

福祉試験

福祉試験

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第6条の規定により、第25回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成24年8月3日

厚生労働大臣 小宮山洋子

- 試験期日 平成25年1月27日（日曜日）
- 試験地 北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

3 試験科目 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基礎と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、福祉サービスへの組織と経営、社会保険、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、社会保険、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。

なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェッカー解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は150問、総試験時間数は240分とする。

(3) 出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）、大学院若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。以下「4年制専修学校」という。）において文部科学省令（厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（平成25年3月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者、並びに同法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において相談援助実習指導及び相談援助実習（以下「実習科目」という。）を除く指定科目を修めて卒業し、若しくは修了し、又は同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められ、その後、同法に基づく大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めた者（平成25年3月31日までに修める見込みの者を含む。）
- なお、指定科目は次のとおり（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）（以下「科目省令」という。）第1条に規定する科目）であること。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑭までに掲げる科目とする。

① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目

② 現代社会と福祉

③ 相談援助の基礎

④ 相談援助の理論と専門職

⑤ 相談援助の理論と方法

⑥ 地域福祉の理論と方法

⑦ 福祉行政と福祉計画

⑧ 福祉サービスの組織と経営

⑨ 社会保険

⑩ 高齢者に対する支援と介護保険制度

⑪ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

⑫ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

⑬ 低所得者に対する支援と生活保護制度

⑭ 保健医療サービス

⑮ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

⑯ 相談援助実習

⑰ 相談援助実習指導

⑱ 相談援助実習

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。）（以下「3年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）又は3年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの（平成25年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。）

(3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）（以下「2年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者又は2年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの（平成25年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）

目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの（平成25年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）

(4) 学校教育法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第2条に規定する科目）であること。

① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目

② 社会調査の基礎

③ 相談援助の基礎と専門職

④ 福祉行政と福祉計画

⑤ 福祉サービスの組織と経営

⑥ 社会保険

⑦ 高齢者に対する支援と介護保険制度

⑧ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

⑨ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

⑩ 低所得者に対する支援と生活保護制度

⑪ 保健医療サービス

⑫ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

(5) 3年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(6) 2年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第2号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉司、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれたる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であつた期間が4年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(9) 学校教育法に基づき大学を卒業した者又は施行規則第1条第3項に規定する者であつて、法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等(以下「社会福祉士一般養成施設等」という。)において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(10) 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)を卒業した者(教育において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)(又は施行規則第1条第6項に規定する者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。))

(11) 学校教育法に基づき短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条第9項に規定する者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(12) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成25年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(13) 児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であつた期間が5年以上ある者(平成24年12月4日までにその期間が5年以上となる見込みの者を含む。)

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等
イ 受験申込書 施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、外国人登録原票)に記載されている文字を使用すること。

ロ 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

ハ 精神保健福祉士である者であつて、試験科目の免除を申請するものが提出する書類
ニ 精神保健福祉士登録証の写し

ホ 5の(1)に該当する者が提出する書類 大学の長の発行に係る卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学等への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあつては、卒業後、直ちに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類 短期大学の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長(所属長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、所定の従事期間を満たし次第、直ちに実務経験証明書を提出すること。

オ 5の(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)に該当する者が提出する書類 社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ 5の(9)、(10)又は(12)に該当する者が提出する書類 社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ 5の(13)に該当する者が提出する書類 勤務先等の長(所属長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、平成25年2月1日(金曜日)までに実務経験証明書を提出すること。

ク 第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であつて、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していない

ものを除く。)にあつては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、平成24年9月6日(木曜日)から平成24年10月5日(金曜日)までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成24年10月5日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は7,540円とする。ただし、第15回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は6,830円、精神保健福祉士である者であつて試験科目の免除を申請する者は6,350円とする。それぞれ該当する受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5通式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ 受験に使用する書類を受領した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、平成24年12月7日(金曜日)に投函し郵送により交付する。7 携帯電話等の通信機器の持ち込みについて。不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持ち込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持ち込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。

8 合格基準の考え方 次の二つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

(1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

(2) (1)を満たした者のうち、以下の18科目群(施行規則第5条の2の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあつては7科目群)すべてにおいて得点があつた者であること。

①人体の構造と機能及び疾病 ②心理学理論と心理的支援 ③社会理論と社会システム ④現代社会と福祉 ⑤地域福祉の理論と方法 ⑥福祉行政と福祉計画 ⑦社会福祉 ⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ⑨低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑩保健医療サービス ⑪権利擁護と成年後見制度 ⑫社会調査の基礎 ⑬相談援助の基礎と専門職 ⑭相談援助の理論と方法 ⑮福祉サービスとの組織と経営 ⑯高齢者に対する支援と介護保険制度 ⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 ⑱就労支援サービス、更生保護制度

9 合格者の発表
(1) 試験の合格者は、平成25年3月15日(金曜日)午後1時に厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成25年3月15日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

(3) 5の(1)から(2)までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものである場合は、平成25年3月31日(日)

曜日)までにそれぞれ定める受験資格を満たすこととを条件として合格させることとし、卒業証明書又は修了証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10 受験の申込みに必要な書類の請求 受験の手引、受験申込み書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数(社会福祉士受験の手引等○人分請求)と記載すること。)を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

11 その他
(1) 試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

(2) 受験の際に、身体に障害があるなどのため別室の規定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

12 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号 150-0002 電話番号 03(3486)7521 試験案内専用電話番号 03(3486)7559(音声及びフランクシニリ) ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

社会福祉士試験委員の公告
第25回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

試験委員長	古川 孝順	厚生労働大臣	小宮山洋子
副委員長	秋元 美世	柏女 豊峰	高橋 敏士
	坂本一三郎	橋本 宏子	長谷川敏彦
	松原 康雄		
委員	明渡 陽子	荒井 浩道	石倉 健二
	石田 道彦	石橋 敏郎	江上 渉
	江口 隆裕	大塚 晃	岡田 まり

尾形 裕也	空閑 浩人	倉田 康路
小長井寛典	小西加保留	山口 光道
坂田 周一	坂本 洋一	佐川 和郎
佐藤富士子	嶋田 佳広	家之 泰之
新保 美香	杉野 勇	関 和弘
高野 和良	高橋 信幸	白川 久佐子
中谷 陽明	長友 祐三	中村 泉弘
西田 和弘	狭間香代子	林 和彦
原田 晃樹	平岡 公一	平田 恭裕
藤井賢一郎	廣崎 宏子	藤村 厚
藤本 哲也	本田 純一	正之 信和
松井 亮輔	村松 睦	前橋 克文
松野美智子	矢野 卓	森田 明美
谷口 幸一	村社 妙子	矢嶋 里絵
矢野 聡	八島 隆行	山辺 朗子
山本 真実	吉村 英子	六波羅詩朗
和氣 純子	渡辺 雅幸	

介護福祉士試験委員の公告
第25回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

試験委員長	根本 嘉昭	厚生労働大臣	小宮山洋子
副委員長	朝倉 京子	白井 正樹	遠藤 英俊
	川井太加子	川手 信行	久保田トミ子
	田中由紀子	谷口 敏代	
委員(筆記)	上之園佳子	香代子 恵子	磯塚 昌晃
	井上由起子	岩井 京子	太田 貞司
	大原 昌樹	岡 章	小倉 毅
	小澤 温	金澤 由佳	岸川 洋治
	川東 光子	菅野 節子	小林 理
	蔵野ともみ	小池 竜司	光美 聖子
	五味 郁子	櫻山 旬子	渡谷 裕来
	下里 光	白石 哲也	岡井 英幸
	高沢 謙二	永井 優子	服部 本名
	飛松 好子	松崎 武日	八木 裕子
	水谷なおみ	山本かの子	吉浦 輪
	山田 幸子	吉武久美子	祐二
	吉賀 成子		
	渡邊 慎一		
委員(実技)	安藤 美樹	石井 千秋	泉 佳代子
	市橋 正子	大崎 史	

精神保健福祉士国家試験の施行
精神保健福祉士法(平成9年法律第131号。以下「法」という。)第6条の規定により、第15回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成24年8月3日
厚生労働大臣 小宮山洋子

1 試験期日 平成25年1月26日(土曜日)及び27日(日曜日)
2 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 試験科目 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、社会保険、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、精神保健福祉相談援助の基礎、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム
なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、社会保険、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。